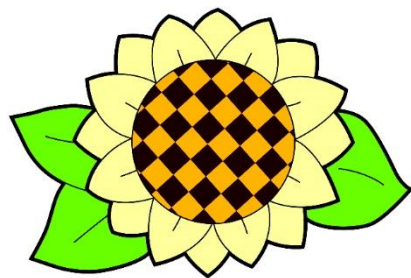


概要 (資料)



定員

登録	25名以下 ※平成27年4月の法改正で、29名以下にすることが可能になりました。										
「通い」	15名以下 ※平成27年4月の法改正で、以下のとおり18名まで可能となりました。										
	<table border="1"><thead><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>25名以下</td><td>登録定員の2分の1から15名まで</td></tr><tr><td>26名または27名</td><td>登録定員の2分の1から16名まで</td></tr><tr><td>28名</td><td>登録定員の2分の1から17名まで</td></tr><tr><td>29名</td><td>登録定員の2分の1から18名まで</td></tr></tbody></table>	登録定員	利用定員	25名以下	登録定員の2分の1から15名まで	26名または27名	登録定員の2分の1から16名まで	28名	登録定員の2分の1から17名まで	29名	登録定員の2分の1から18名まで
	登録定員	利用定員									
	25名以下	登録定員の2分の1から15名まで									
	26名または27名	登録定員の2分の1から16名まで									
28名	登録定員の2分の1から17名まで										
29名	登録定員の2分の1から18名まで										
「宿泊」	9名以下										

一日の流れ

9:00~ 来所
うがい、手洗い
バイタルチェック
水分摂取
様々なアクティビティ

11:00~ 入浴
朝の会
貯筋運動

12:00~ 昼食
口腔ケア

13:15~ うたの時間など
入浴

(13:30~) 講師プログラム

14:00~ 様々なアクティビティ

15:00~ おやつ

16:00~ 送り

16:30~ 団欒
テレビ等

18:00~ 夕食
口腔ケア
団欒
アクティビティ

20:00~ 就寝

6:30~ 起床

7:00~ 朝食
口腔ケア
団欒
テレビ等

利用者さんのお住まいの地域

(2016年6月1日現在)

町名	中新井	弥生町	緑町	松葉町	中富南	下富	北原町	東新井	向陽町
人数	7名	3名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名

< 通常の事業の実施地域（所沢市） >

中新井町・並木町・北原町・こぶし町・中富町・下富町・美原町・若松町・
中富南町・東新井町・神米金町・松葉町・弥生町・花園町・泉町・緑町・
北所沢町・北岩岡町

職員体制

従業者の職種	常 勤	非常勤	職務の内容	合 計
1. 事業所長（責任者）	1名		施設全般の管理責任	1名
2. 管理者	1名		事業内容調整・相談業務	1名
3. 介護支援専門員	1名		サービスの調整・相談業務	※ 1名
4. 介護職員	1名	12名	日常生活の介護	※13名
5. 看護職員		2名	健康チェック等の医務業務	2名

《職員の人員（配置）最低基準》

通所介護 ⇒ 利用者5名に対して職員1名

小規模多機能 ⇒ 利用者3名に対して職員1名

上記の14名（※）の内

●夜 勤 従事者：8名

●訪問介護従事者：5名

料金表(介護保険部分)

小規模多機能型居宅介護(1単位あたりの単価:10,33円)				
区分		利用単位	利用料金	利用者負担額の目安()は2割負担
要支援1	1か月	3,403単位	35,152円	3,516円 (7,031円)
要支援2	1か月	6,877単位	71,039円	7,104円 (14,208円)
要介護1	1か月	10,320単位	106,605円	10,661円 (21,321円)
要介護2	1か月	15,167単位	156,675円	15,668円 (31,335円)
要介護3	1か月	22,062単位	227,900円	22,790円 (45,580円)
要介護4	1か月	24,350単位	251,535円	25,154円 (50,307円)
要介護5	1か月	26,849単位	277,350円	27,735円 (55,470円)
初期加算	1回	30単位	309円	31円 (62円)
	登録日から30日を上限として算定します。30日を超える入院後も同様に算定します。			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1か月	350単位	3,615円	362円 (723円)
	直接サービスを提供する従事者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合に算定します。			
認知症加算(Ⅰ)	1か月	800単位	8,264円	827円 (1,653円)
	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に算定します。			
認知症加算(Ⅱ)	1か月	500単位	5,165円	517円 (1,033円)
	要介護2及び認知症日常生活自立度Ⅱの利用者に算定します。			
総合マネジメント体制強化加算	1か月	1000単位	10,330円	1,033円 (2,066円)
	利用者の生活全般に着目して日頃から主治医や看護師、他の従業者などとの意思疎通を図り、地域活動に積極的に参加している場合に算定します。			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	利用単位数の合計に7.6%を掛けた単位数(利用者負担額は単位数の1割または2割負担)			
	介護職員の賃金計画や研修計画等、所定の要件を満たしているため算定します。			

料金表(実費部分)

食費	1食	朝食：300円 昼食：750円 夕食：600円
宿泊費	1泊	3人部屋・和室 1,500円 個室 2,000円
入浴タオルのリース料	1回	50円
歯ブラシ代	初回および交換時	120円
外出行事費用	都度	アンケートで参加費などの費用をお知らせします。
手芸・水墨画・書道	1回	100円
制作系プログラム	都度	材料等の実費

※ 介護給付費に係る費用は、要介護ごとに1か月単位での包括費用(定額)です。月途中での登録開始や登録終了を除き、日割り計算は行いません。

※ その他の料金(実費負担分)として、通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費、小規模多機能型居宅介護サービス、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用があります。

「通所」と「宿泊」のモデル

要介護1の場合

《サービスとショートステイを利用した場合》

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	通所		通所		通所		
第2週	通所		通所		宿泊	宿泊	宿泊
第3週	通所		通所		通所		
第4週	通所		通所		通所		

サービス	回数	単位数	合計単位数
通所（7時間以上）	11回	7,216	10,180
通所（入浴介助）	11回	550	
ショートステイ	3日	2,046	
ショートステイ（送迎加算）	2回	368	

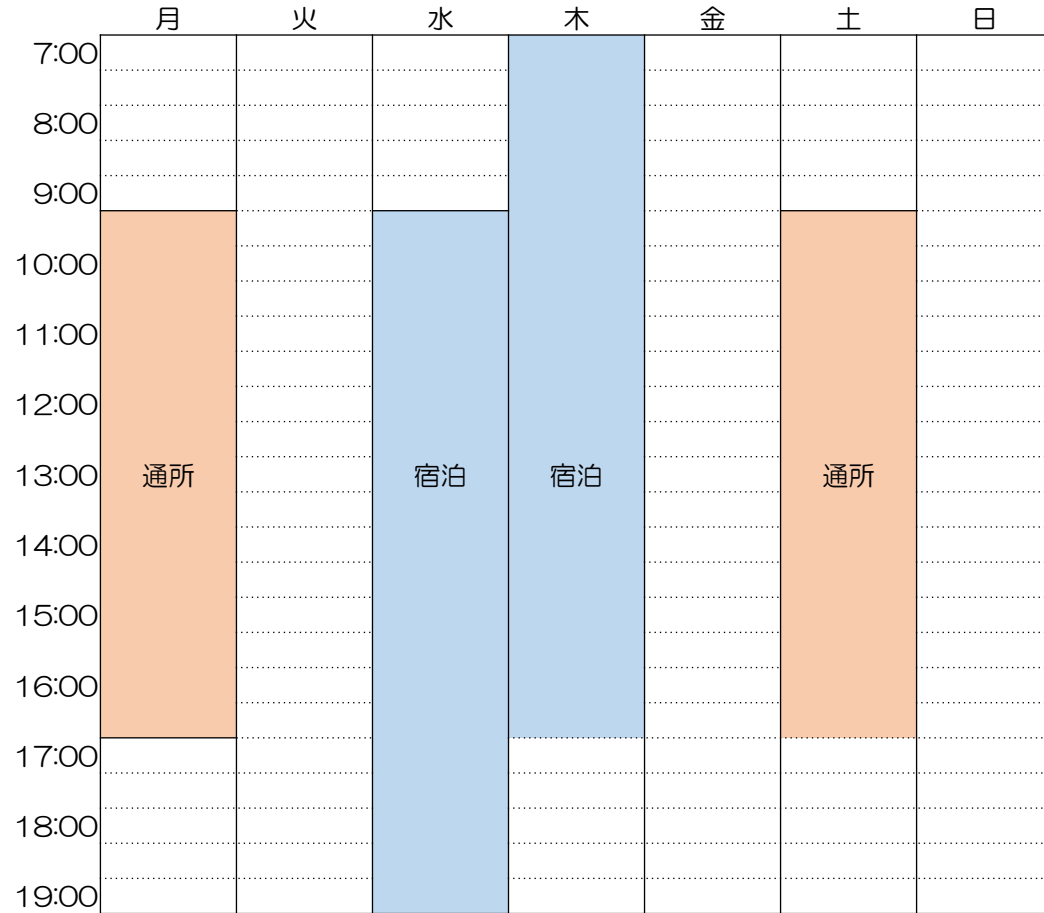
《小規模多機能型居宅介護を利用した場合》

	月	火	水	木	金	土	日
第1週	通所		通所		通所		
第2週	通所		通所		通所	宿泊	宿泊
第3週	通所		通所		通所	宿泊	宿泊
第4週	通所		通所		通所		

サービス	合計単位数
小規模多機能型居宅介護	10,320

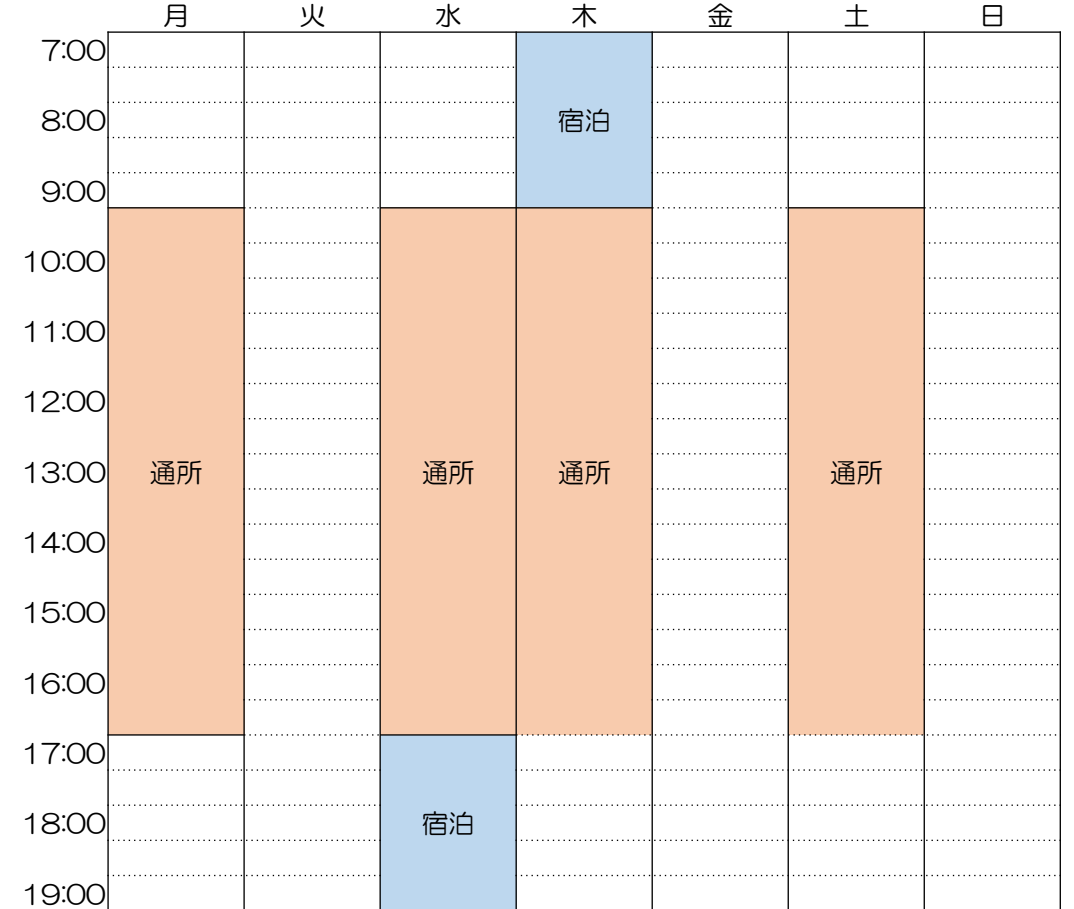
要介護2の場合

《サービスとショートステイを利用した場合》



サービス	回数	単位数	合計単位数
通所（7時間以上）	8回	6,200	14,080
通所（入浴介助）	8回	400	
ショートステイ	8日	6,008	
ショートステイ（送迎加算）	8回	1,472	

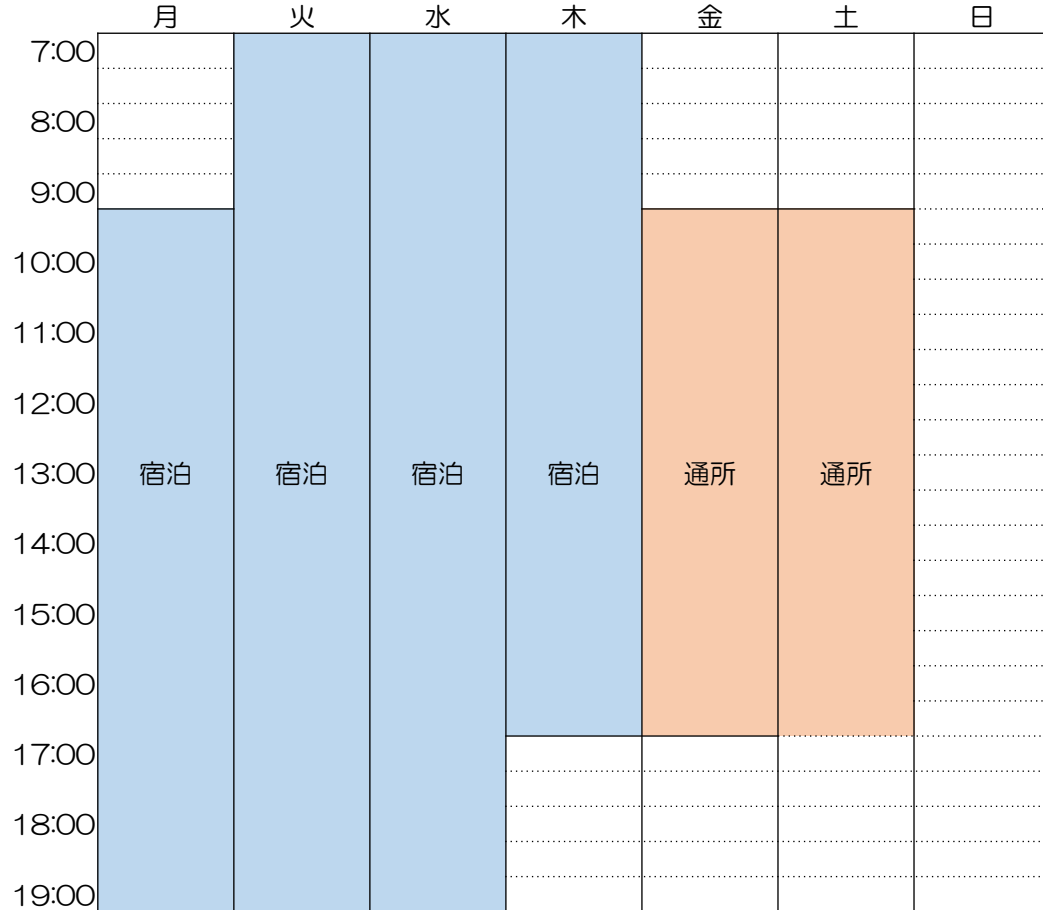
《小規模多機能型居宅介護を利用した場合》



サービス	合計単位数
小規模多機能型居宅介護	15,167

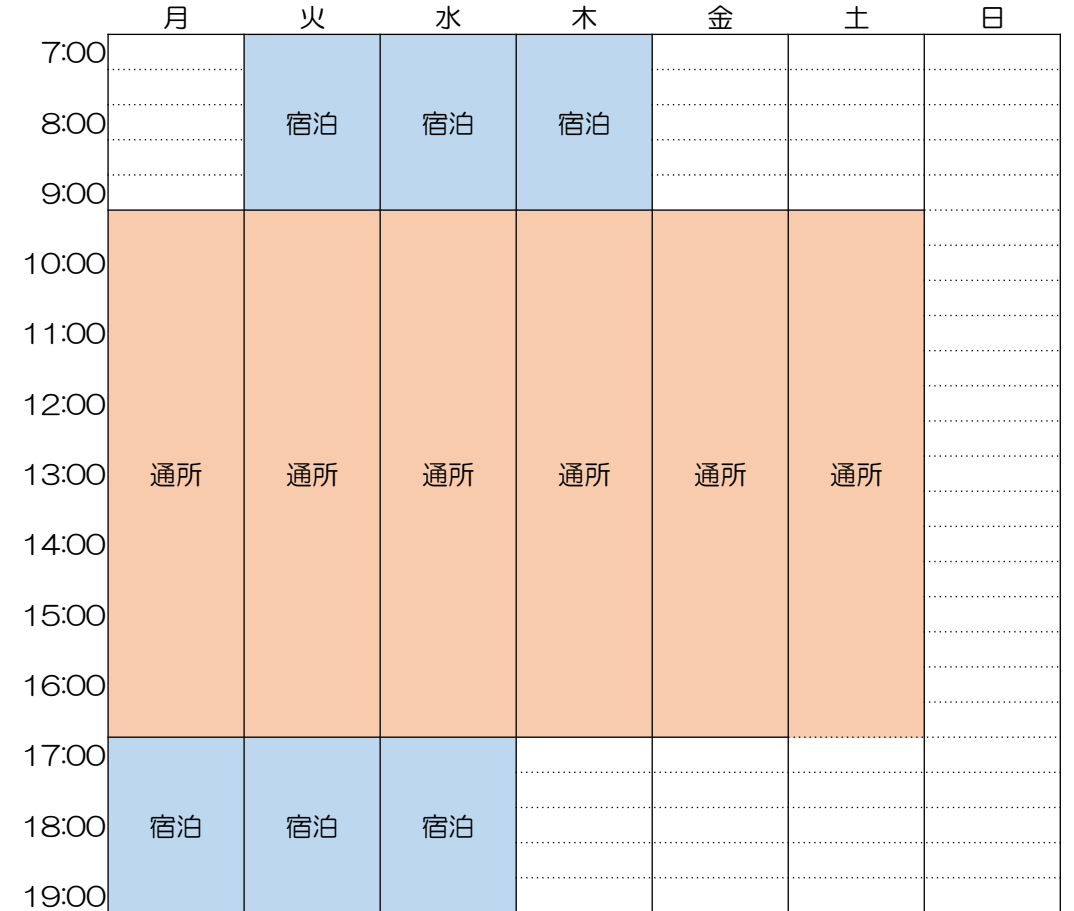
要介護3の場合

《サービスとショートステイを利用した場合》



サービス	回数	単位数	合計単位数
通所（7時間以上）	8回	7,184	22,008
通所（入浴介助）	4回	200	
ショートステイ	16日	13,152	
ショートステイ（送迎加算）	8回	1,472	

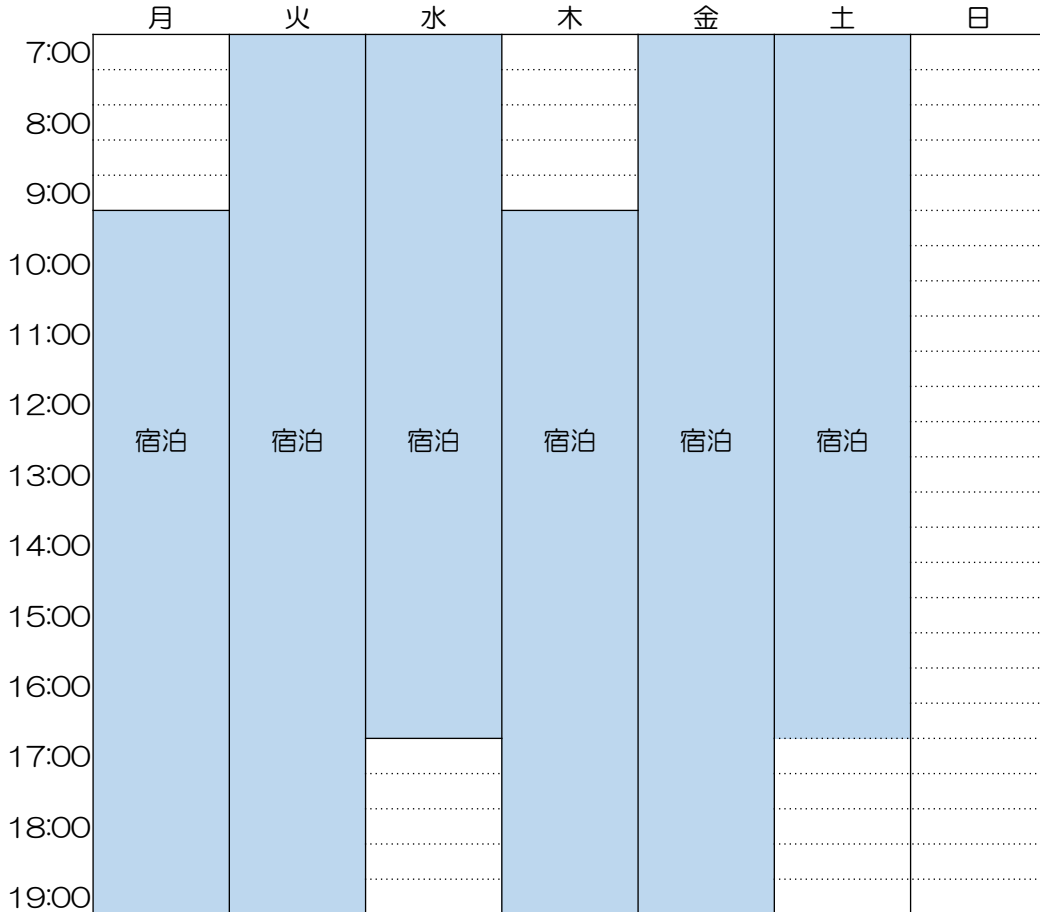
《小規模多機能型居宅介護を利用した場合》



サービス	合計単位数
小規模多機能型居宅介護	22,062

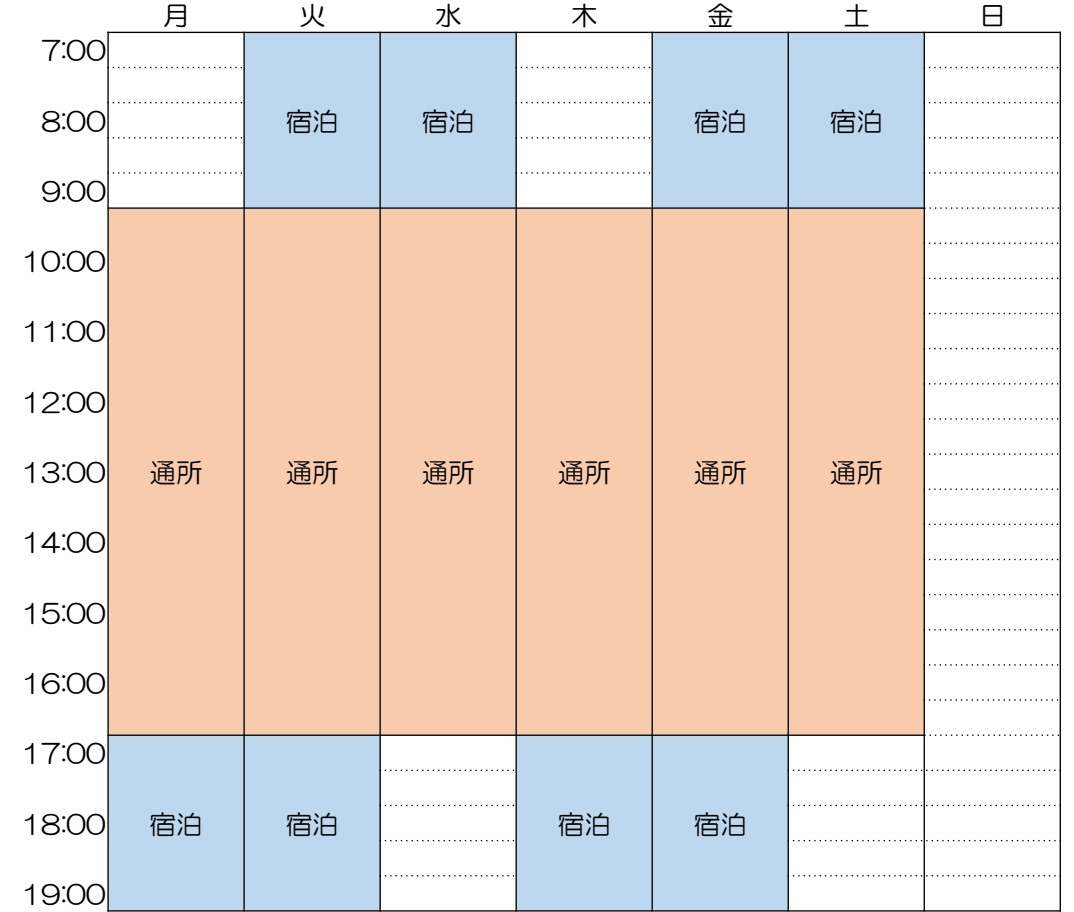
要介護4の場合

《ショートステイを利用した場合》



サービス	回数	単位数	合計単位数
ショートステイ	24回	21,384	24,328
ショートステイ（送迎加算）	16回	2,944	

《小規模多機能型居宅介護を利用した場合》



サービス	合計単位数
小規模多機能型居宅介護	24,350

(参考) H27改定 短期利用居宅介護費

利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合、7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）、指定小規模多機能型居宅介護事業所を短期利用することができる。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所が短期利用居宅介護費を算定するには、いくつかの基準を満たしていなければならない。

要介護度	単位数（1日につき）
要介護1	565単位
要介護2	632単位
要介護3	700単位
要介護4	767単位
要介護5	832単位

※小規模多機能ひまわりでは、短期利用の受け入れについて、検討中です。

運営推進会議とサービス評価

「運営推進会議」とは、介護保険法の「指定地域密着型サービスの運営に関する基準」（以下、運営基準）において、小規模多機能型居宅介護事業所等に設置が義務づけられています。「利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスにすることで、サービスの質の確保を図ることを目的」としています。

また、運営基準の中で「提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表すること」が義務付けられています。平成27年度より「運営推進会議を活用した評価」として実施することとなり、利用者さんご家族、自治会関係者（自治会長や民生委員）、市職員、地域包括支援センター職員、などの皆様から意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図っています。

平成27年度「サービス評価」①

小規模多機能型居宅介護「サービス評価」 総括表

法人名	社会福祉法人 向日葵会	代表者	中澤 博子	法人・ 事業所 の特徴	地域住民が主体となって設立した保育園を母体とする法人です。そして、保育園設立に奔走した親たちが中心となり、地域住民と協力して「自分たちが入りたい高齢者施設」を創りました。現在、2つの保育園の他、デイサービスセンター、小規模多機能、居宅介護支援センター、地域包括支援センター（市の委託）を運営しています。
事業所名	小規模多機能 ひまわり	管理者	山田 恭史		

出席者	市町村職員	知見を有するもの	地域住民・地域 団体	利用者	利用者家族	地域包括支援セ ンター	近隣事業所	事業所職員	その他	合計
	1人	1人	1人	0人	5人	1人	0人	3人	0人	12人

項 目	前回の改善計画	前回の改善計画に対する取組み・ 結果	意見	今回の改善計画
A. 事業所 自己評価の 確認			○ 職員研修とはどのようなものなのか、具体的に伝えてもらえれば理解しやすい。	○ 職員体制や内部運営など「外部評価」を実施するために必要な情報提供を行う。
B. 事業所 のしつら え・環境			○ 小規模多機能の玄関より手前にあるデイサービスの玄関ですら、わかりづらい。 ○ デイサービスの玄関扉が重く、開けづらい。 ○ デイサービス玄関横の事務所に人がいないと聞くこともできない。	○ 小規模多機能の存在や位置がわかるような掲示を実施する。 ○ 1階事務所において常に総合案内ができるようにする。

平成27年度「サービス評価」②

<p>C. 事業所と地域のかかわり</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模多機能型居宅介護事業とは具体的にどのようなサービスなのか。所沢市内で高齢化率1位の地域なので、どのようなサービスが地域にあるのかは関心が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ とりわけ、中新井の地域において、自治会開催の行事や取り組みに参加させていただく中で、小規模多機能や第2ひまわりの宣伝を行うとともに、あらためて法人全体の理念や各事業所のサービス内容を地域住民に知っていただけるように工夫する。
<p>D. 地域に出向いて本人の暮らしを支える取り組み</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○ プログラムが多すぎて疲れないのか。 →静養が必要な方には休んでいただく等、利用者さん一人一人のペースに合わせている。 ○ 地域に困っている人がいた場合、小規模多機能ひまわりをすぐに使えるのか。 →正式には包括支援センターが窓口となり、介護認定を受けたうえで登録し、利用となる。 →小規模多機能ひまわりにご相談いただければ包括支援センター等に繋がられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営推進会議において情報を共有し、地域（中新井自治会）との連携・協働した取り組みを進める。 ○ 利用者さんの住む地域の（利用者さんにかかわっている）民生委員をはじめとする地域住民の皆さんとの連携を進める。

平成27年度「サービス評価」③

<p>E. 運営推進会議を活かした取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営推進会議を基準省令に基づく回数（2か月に1回）を平成27年度下期に確保できるように努力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度は、5月9日（土）、8月29日（土）、12月12日（土）、3月5日（土）の4回実施した。（平成26年度は2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的にどのような意見について、どう取り組んだのか報告してもらいたい。 ○ 運営推進会議を年6回開催することは、出席者（特に地域の方）にも負担ではないか？ ○ 運営推進会議は地域の方に知っていただくことが目的。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「運営推進会議」で出された意見に対する対応の結果や進捗状況を報告する。 ○ 運営推進会議の年間計画を作成し、会議形式だけでなく行事見学を含める等、出席者への負担を軽減しながら年6回の開催を目指す。 ○ 運営推進会議において情報を共有し、地域（中新井自治会）との連携・協働した取り組みを進める。
<p>F. 事業所の防災・災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き「9」のつく日の地震訓練、年2回の防災（避難）訓練を実施する他、小規模多機能独自の夜間帯の避難訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「9」のつく日の地震訓練を概ね実施している。 ○ 年2回の防災訓練を実施した。10月14日は職員のみ、11月20日は利用者さんとともに。 ○ 小規模多機能独自の夜間帯の避難訓練は実施できていない。夜間帯の火災時の事業所近隣職員の応援連絡網を作成した。1階のデイサービスセンターに設置してあった火災通報装置（専用電話機）の子機を2月に2階の小規模多機能にも設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時、法人として中新井自治会に協力することを前会長と話をしている。→協力内容が文章化されているとわかりやすい。 ○ 東日本大震災の時、帰宅難民になった家族の利用者のお泊りに急遽対応したことがある。基準を作って契約書等で利用者・家族の了解を得ておくことも必要ではないか。 ○ 普段から災害伝言ダイヤルの利用を呼び掛けておくことも災害対策になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間の防災訓練を実施する。 ○ 自治会主催の防災訓練に参加する。 ○ 1年かけて、（法人・高齢者部門の）防災計画（「事業継続計画」）を作成する。